

神奈川県ライトセンター条例施行規則の一部を改正する規則の概要

障害福祉課

1 改正の理由

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）について、視覚による表現の認識が困難な者に対して、利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、地方公共団体は必要な施策を講ずることとされている。
- 神奈川県ライトセンター条例施行規則第3条第2号では、対象を視覚障害者のみに限定していることから、所要の改正を行う。
- 体育施設の利用時間について、夜間の利用者の減少に伴い、平成29年度から条例第10条第2項の規定により変更していたことから、今般、現状に合わせた利用時間とするよう所要の改正を行う。
- なお、規則第4条第1項第3号に規定するプールについては、同項第2号の体育施設に含めることとして、同項第3号を削除する。

2 改正の内容

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に対応するよう、規則第3条第2号に字句を加える。
- 規則第4条第1項第2号の利用時間の変更
- 規則第4条第1項第3号の削除

3 施行期日

令和8年4月1日

ただし、第4条第1項の改正規定については、令和7年4月1日